



◎…2部必要 ○…1部必要 空欄…不要

書類・図面		明示すべき事項等	ア	イ	ウ	エ	オ
屋外広告物許可申請書 (第1号様式)		押印不要 (様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*)	○	○	○	○	
屋外広告物許可書 (第2号様式)		(様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*)	○	○	○	○	
自家用広告物届出書 (第3号様式の2)		押印不要 (様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*)					○
屋外広告物 チェックリスト		屋外広告物許可申請書に添付 (様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*) *用途地域の確認…都市計画課へお問い合わせ(☎052-972-2797)または 「名古屋市都市計画情報提供サービス」と検索してください	○	○	○	○	
景観配慮事項説明書		(様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*)		○	○	○	○
現況写真		敷地及び周辺状況(隣接建物など)が把握できるカラー写真を数枚		○		○	○
図面	位置図	方位及び行為地の周辺	◎	◎	◎	◎	○
	配置図	敷地の境界及び広告物・広告物を設置する物件の位置	◎	◎	◎	◎	○
	立面図	建築物に設置する場合は、その建築物全体の寸法と設置位置	◎	◎	◎	◎	○
	意匠着色図	仕上げ方法、色彩(マンセル値)及び寸法	◎	◎	◎	◎	○
	構造図	基礎の構造、建築物への取り付け方法	◎	◎	◎	◎	○
	完成予想図	パース、合成写真など		◎		◎	○
場合に依りて 必要な書類		工作物確認が必要な場合… 工作物確認済証の写し 道路占用許可が必要な場合… 道路占用許可証の写し 既存の広告枠に広告を設置する場合… 屋外広告物安全点検報告書(写真を含む) 公益認定による手数料免除を申請する場合… 手数料減免申請書					

完了後に提出する書類

完了報告書	押印不要(様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード*)	エ オ のみ必要
完成写真	広告物設置後の外観及び周辺の状況がわかるカラー写真 (撮影年月日を記入)	

* 様式のダウンロード

- トップページ ▶ 事業者向け情報 ▶
- 都市計画・建築 ▶ 屋外広告物 ▶
- 屋外広告物の許可 ▶ 屋外広告物関連のダウンロード

名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で
「広告物 様式」と検索してください。

許可・届出に関する手続きのご案内



はじめに

屋外広告物は、会社の所在を示し、商品の情報を提供するなど、身近な情報の伝達手段として用いられ、美しくデザインされた広告物は、まちのにぎわいを演出し、見る人々に楽しさを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序、無制限に氾濫すると、まちの景観を損ない、広告物による事故の危険性を生じることになります。そのため、名古屋市では、まちの景観と調和した安全性の高い広告物としていくため、屋外広告物条例を定め、また、規模の大きい広告物や特に良好な景観の形成を誘導する地区について、景観法に基づき策定された景観計画において景観形成基準を定めています。

わたしたちのまち「名古屋」を、さらに魅力的で住みよい街としていくため、皆様のご協力をお願いいたします。

名古屋市住宅都市局都市計画部
ウォーカブル・景観推進課

名古屋市景観計画においては、大規模広告物、名古屋城眺望景観保全エリア内の屋外広告物、都市景観形成地区内の屋外広告物を対象として行為の制限を定めており、所定の手続きが必要です。

大規模広告物

次のいずれかに該当する屋外広告物を表示又は屋外広告物を掲出する物件を設置する場合

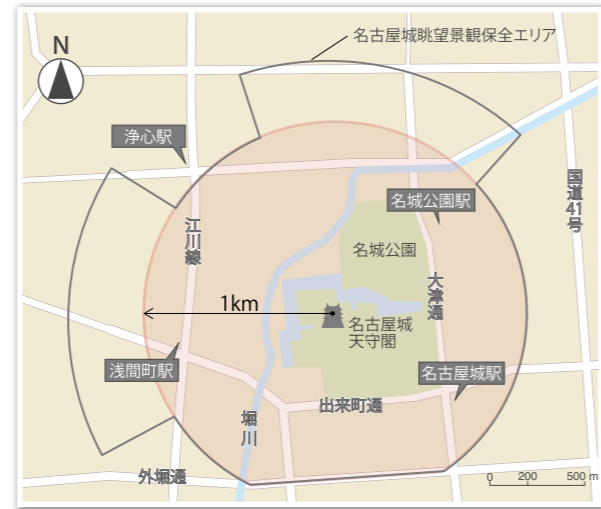
- 高さが10mを超えるもの
- 表示面積の合計が100㎡を超えるもの

● 大規模広告物・そのほか屋外広告物に関するお問い合わせ

ウォーカーブル・景観推進課（屋外広告担当）
 電話 052-972-2735 / メール a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋城眺望景観保全エリア

対象範囲	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1km
対象規模	表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10㎡を超えるもの（ただし、天守閣から視認されないものを除く）



※スケールは目安です。

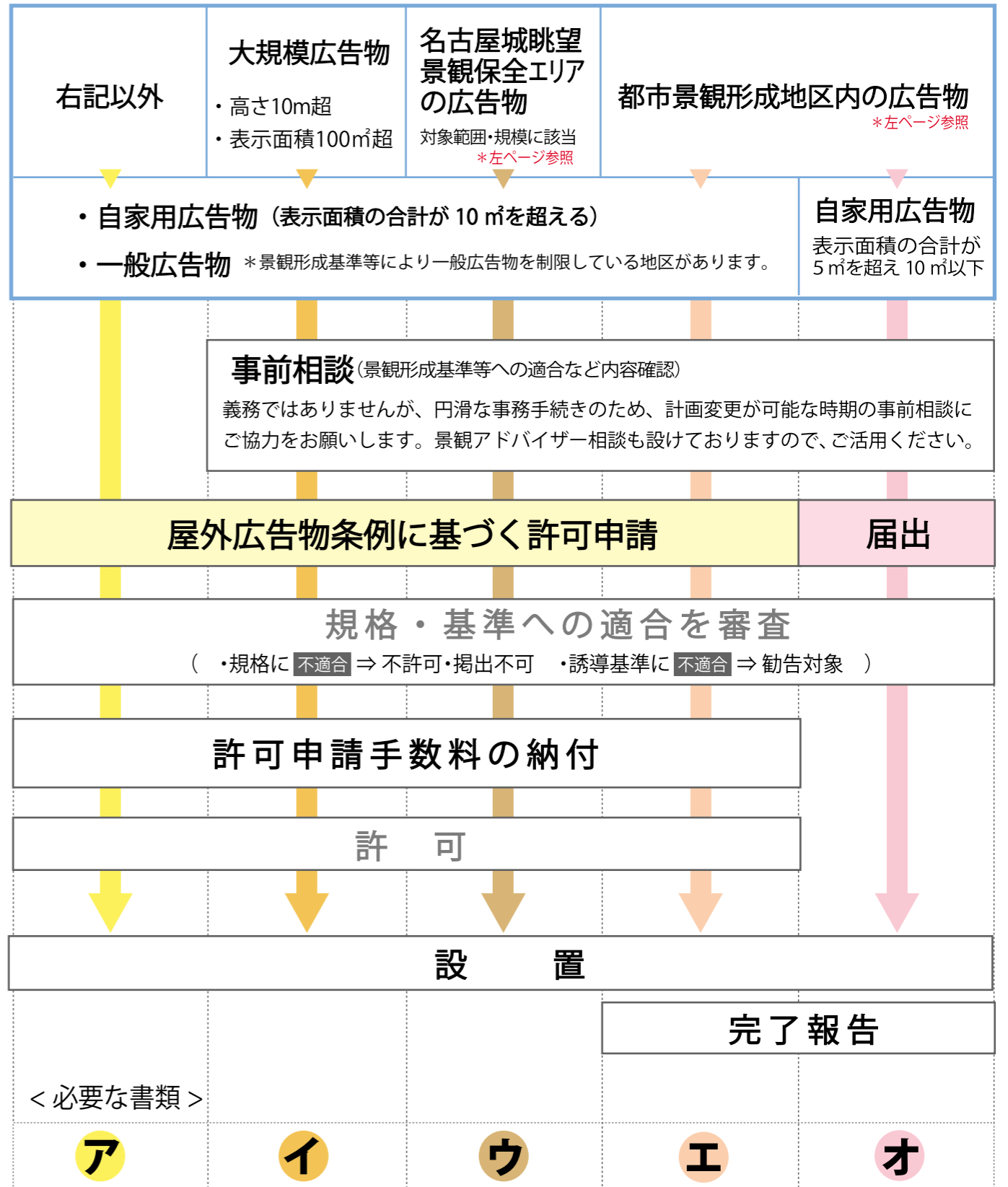
都市景観形成地区



※スケールは目安です。

● 名古屋城眺望景観保全エリア／都市景観形成地区に関するお問い合わせ

ウォーカーブル・景観推進課（都市景観担当）
 電話 052-972-2732 / メール a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



※電光表示装置等は、道路交通安全上の問題の有無について、名古屋市から愛知県警察本部に協議します。協議や許可に時間を要しますので、あらかじめご相談ください。

用語

自家用広告物

自己の氏名、店名、商品名等を、自己の事業所等に表示する広告物を指します。自家用でない広告物は、一般広告物となります。

規格

屋外広告物条例に基づき、広告物の種類ごとに表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について設定しています。規格に適合しない屋外広告物は掲出することができません。

誘導基準

景観法に基づき策定する景観計画に定める、表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について良好な景観形成を誘導するための基準です。